

令和3年
10月1日
から

消費税のインボイス制度 登録申請受付が始まりました!!

令和5年10月1日から「**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイス制度とは？

- 売手である登録業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるためには原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

インボイスとは？

現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「消費税率」、「税率ごとに区分した消費税額」の記載が追加されたものです。

請求書等	記載項目
② 適格請求書等	① 区分記載請求書等
	請求書発行者の氏名または名称
	取引年月日
	取引内容
	対価の額
② 適格請求書等	書類の交付を受ける者の氏名または名称
	① 軽減税率の対象品目である旨
	② 税率ごとに合計した対価の額
	③ 登録番号
	④ 税率ごとの消費税額
② 適格請求書等	⑤ 消費税率

① 区分記載請求書(令和元年10月1日～)

請求書
発行日：2019年10月25日

○×食堂様 東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL：03-1234-xxxx

○×ストアー

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
10%税率対象合計			6,160
8%税率対象合計			9,180
合計			15,340

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

① 軽減税率の対象品目である旨

② 税率ごとに合計した対価の額

② 適格請求書(令和5年10月1日～)

請求書
発行日：2023年10月25日

○×食堂様 東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL：03-1234-xxxx

○×ストアー

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
合計			14,100
消費税			1,240
10%税率対象合計			5,600
8%税率対象合計			8,500
消費税			680

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

④ 税率ごとの消費税額

⑤ 消費税率

③ 登録番号

※当チラシの内容は、国税庁発行のリーフレット等の一部を抜粋したものです。(2021年7月時点)

★当所では、インボイス制度導入等に係る専門家による個別相談を行っております。
日程等調整の上、実施しますのでご希望の方は下記までご連絡ください。

個別相談の
ご予約は

松戸商工会議所 経営支援課
TEL：047-364-3111